

「想いを伝える遺言」と「思いやりとしての遺言」  
～相続対策としての遺言活用術～

---

2020年10月

M U F G 相続研究所  
所長 小谷亨一

# 目次

---

- 1 . 相続の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 2 . 相続のトラブルの要因とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3～6
- 3 . 相続のストレスの要因とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7～9
- 4 . 相続の難しさの原因とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- 5 . 円満・円滑な相続に向けての解決策・・・・・・・・ P. 11～13
- 6 . 「想いを伝える遺言」と「思いやりとしての遺言」・・・・ P. 14
- (ご参考) 長寿化に備えた民法改正・・・・・・・・ P. 15

# 1. 相続の特性

相続は、突然やってくる

トラブルの要因

- 財産の分配を決める際に相続人の生前からの想いが相続を起点に感情として出てくる

ストレスの要因

- 手続期限がある
- さまざまな財産を承継
- 不慣れな手続き

いろいろなことが一度にやってきて期限があるものも。



## 2. 相続のトラブルの要因とは

『誰もが願う家族円満』 しかし、次のようなことが実際には「怒って」います

生前のこと

- ① 前回の父の相続では**我慢をした**ので今回は多く欲しい
- ② 住宅購入時に**資金支援**を受けたのだから遺産分割が均等では納得できない
- ③ 孫が留学する時、**資金支援**を受けたのだから、少しは遠慮して欲しい
- ④ あれだけ、**介護が大変だった**のに遺産分割を均等に分けるのはおかしい
- ⑤ **世話になったから**といって、こんなに遺産を分配しなくてもいい

分配内容

- ⑥ あの土地は、**先祖代々**のもので配偶者には渡したくない
- ⑦ **遺留分があるのに**、跡継ぎだからといって多く取るのは納得いかない
- ⑧ 法定相続だからといって、**自分の欲しい財産ばかり主張**するのは、公平とは言えない
- ⑨ あの子は、どうせ何も言わないから、**言わない方が悪い**
- ⑩ 兄貴は、人の言う事を聞かないから話すのも嫌だ

「争い」や「コト」  
が残る「コト」



## 2. 相続のトラブルの要因とは

原因はどのようなことにあるのか？

	起こ（怒）っている事	原因
①	前回の父の相続では <b>我慢をした</b> ので今回は多く欲しい	財産バランス
②	住宅購入時に <b>資金支援</b> を受けているのだから遺産分割が均等では納得できない	生前贈与 (相続人)
③	孫が留学する時、 <b>資金支援</b> を受けているのだから、少しは遠慮して欲しい	生前贈与 (相続人以外)
④	あれだけ、 <b>介護が大変だった</b> のに均等に分けるのはおかしい	寄与・貢献
⑤	<b>世話になった</b> からって、こんなに遺産を分配しなくてもいい	寄与・貢献
⑥	あの土地は、 <b>先祖代々</b> のもので血縁のない配偶者には渡したくない	財産への思い
⑦	<b>遺留分があるのに</b> 、跡継ぎだからって多く取るのは納得いかない	遺留分
⑧	法定相続だからって、 <b>自分の欲しい財産ばかり主張</b> して、公平とは言えない	分割協議
⑨	あの子は、どうせ何も言わないから、 <b>言わない方が悪い</b>	分割協議
⑩	兄貴は、人の言う事を聞かないから話すのも嫌だ	分割協議

## 2. 相続のトラブルの要因とは

ただ、真因の多くは

「相続人は、被相続人がそのことについてどう考えていたかを知りたい」

「生前聞いていた話と違うので納得がいかない」

など「思い」の伝達不足が多くあります

相続において、「思い」の伝達はとても大切です  
なぜなら、聞きたいあなたがないからです



## 2. 相続のトラブルの要因とは

### 想いを伝える「遺言の付言事項」の活用例

「私はまだまだ元気ではありますが、万一のことがあった場合に備え、皆に私の気持ちを残したいと思い、遺言を作成しておくことにしました。

今まで明るく私を支えてくれた妻には感謝してもきれない気持ちです。私の財産は妻に大部分を遺す形になりますが、一番に考えたことは妻の生活と、この広い自宅をどのように承継するかです。

長男にすべて任せることも考えましたが、この広い土地を長男 1 人が維持していくことも大変だろうと考え、妻に遺すこととしました。そして妻とも相談し、妻の相続のときに、あなたたち兄妹に不動産を分筆して相続させることにしました。どうか私の想いを汲み、私亡き後、兄妹争うことなく、妻を支えて家族仲良く生きてほしいと思います。

無事にこの日を迎え、役目を終えることができました。これまでの人生は、すばらしい家族に恵まれたこと、また、親族・友人にも恵まれた賜物だったと思います。今まで本当にありがとうございました。」

### 3. 相続のストレスの要因とは

『相続手続き』では、次のようなことが実際には起こっています

調査するべきこと

- ①相続人確定のための**戸籍をとる手間**が大変
  - ・生まれてからの死亡までの戸籍で一部が不足してると言われた
- ②**財産の全容**がわからない
  - ・お金のことは、普段聞きにくいのでよくわからない
  - ・インターネットでどこかの証券と取引していたが、どこだろう？
  - ・パソコンが開かなくて困った
  - ・通帳を見たら、配当金が入っているので、株を持っていたかも？
  - ・私道の持ち分があるなんて聞いてなかった
  - ・借地の契約書が見当たらない

手続きのこと

- ③金融機関ごとに**書類が違う**ので、面倒で大変
- ④亡くなった年に確定申告が必要な場合、**4カ月以内**に準確定申告を  
をしなくてはならないが、申告に必要な書類を集めるのが大変
- ⑤相続人が遠地にいたり、忙しかったりで**都合を合わせる**のが大変
- ⑥母の意思能力が低下しているので**成年後見制度**を利用することに
- ⑦**遺産分割協議**で言い合いになってまとまらない
- ⑧遺産分割協議が、まとまらないと相続税の**特例適用**ができない

### 3. 相続のストレスの要因とは

原因はどのようなことにあるのか？

	事象	原因
①	相続人確定のための <b>戸籍をとる手間</b> が大変	不慣れ
②	<b>財産の全容</b> がわからない	記録がない
③	金融機関ごとに <b>手続きが違う</b> ので、面倒で大変	不慣れ
④	亡くなった年に確定申告が必要な場合、 <b>4カ月以内</b> に準確定申告をしなければならぬが、申告に必要な書類を集めるのが大変	期限がある
⑤	相続人が遠地にいたり、忙しかったりで <b>都合を合わせる</b> のが大変	全員の合意
⑥	母の意思能力が低下しているので <b>成年後見制度</b> を利用することに	不慣れ
⑦	<b>遺産分割協議</b> で言い合いになってまとまらない	全員の合意
⑧	遺産分割協議が、まとまらぬと相続税の <b>特例適用</b> ができない	全員の合意 と期限

### 3. 相続のストレスの要因とは

ただ、真因の多くは

必要な記録がないこと

相続人・財産の確定や金融機関、不動産など多種多様な手続きがあり、複雑なことで不慣れなこと

話合いに基づき全員の合意が必要なこと

相続人それぞれが遠地に住んでいる、仕事が忙しいなど事情が異なること

「相続手続き」において、財産記録や財産分配の意思表示はとても大切です。  
なぜなら、聞きたいあなたがないからです



## 4. 相続の難しさの原因とは

### 相続の難しさの原因は、

相続という非日常的なことをあなたがいないことにより、考えや事実の把握ができない中で財産調査や遺産分割協議を行い、不慣れにもかかわらず、煩雑な手続きを期限内に追われて遂行していくことにあります

そして、上手くいかないと家族間での争いや亀裂が生じたり税金の恩典を受けられないことになります



## 5. 円満・円滑な相続に向けての解決策

### 原因から考える解決策のヒント

原因	対策
被相続人の考えを知る（トラブル原因への対処）	
遺された配偶者や子ども、世話になった人に対する 思い	<u>（想いを遺す）</u> 手紙・エンディングノート・遺言
寄与・貢献や、生前贈与・死亡保険金受取を含 めた財産分配のバランスなどの考え	<u>（意思表示を遺す）</u> 手紙・エンディングノート・遺言
各種調査や手続きへの対応（ストレス原因への対処）	
財産等に関する必要な記録	手紙・エンディングノート・遺言
各種財産に対する手続きや制度利用手続きなど 負担を削減するために専門家の活用	遺言

## 5. 円満・円滑な相続に向けての解決策

---

### 原因から考える解決策のヒントから

想いや財産記録としてだけであれば「手紙」や「エンディングノート」を活用し、相続人などの納得感を高めることが可能

しかし、法的効果はなく、財産配分などへの意思表示はあくまで希望となる

そこで法的効果のある「遺言」を活用することで、死後に意思表示の実現までが可能に！

遺言は、相続対策として活用すべき手段です



## 5. 円満・円滑な相続に向けての解決策

	遺言でできること	相続のトラブル要因や手続きなどのストレス要因の防止・削減につながる理由
①	財産内容を記載することで保有財産を明確にできる	金融資産や不動産の財産調査の <u>負担軽減</u> につながる
②	配分を自由に決められる	生前贈与や死亡保険金受取などの <u>過去の状況</u> や <u>遺留分に配慮</u> した配分などを行うことで相続人の納得感が高まり、 <u>トラブルを防ぐ効果がある</u>
③	遺産分割協議が不要	原則、遺言に沿った財産分配となるため、話し合いが不要となり、 <u>争いになりにくい</u>
④	第三者に分与できる	介護などへの <u>寄与・貢献してくれた人</u> やその他 <u>世話になった人</u> や法人に財産を遺せる
⑤	遺言の作成動機や配分理由、そして感謝の気持ちを遺せる	遺された相続人などの <u>納得感を高める</u> 効果が見込め <u>争いになりにくい</u>
⑥	遺言執行者を指定できる	<u>専門家が執行者になる</u> ことで、不慣れや繁忙、遠地の相続人などの <u>手続きの負担軽減</u> につながる
⑦	婚外子の認知や相続人の廃除など	法的に親子関係を構築したり、著しい非行行為を行った相続人を廃除することが可能

## 6. 「想いを伝える遺言」と「思いやりとしての遺言」

---

**相続は、「遺された家族が円満であること」  
「遺された家族の負担を軽減すること」がポイントです！**

### 1. 遺言による「想いの伝達」とは

遺された相続人などに

- どのような配慮をして、財産の配分を考えたかを伝えること
- 感謝の気持ちを伝えること
- 家族が円満で仲良く暮らしてほしいと伝えること

### 2. 遺言による「思いやりの伝達」とは

遺された相続人などに

- 争いになるかもしれないという不安や相続手続きに対するストレスを軽減すること
- 専門家としての中立的な遺言執行者を指定することで、安心して任せられる環境を用意すること

**早期から家族とのコミュニケーションを取り、専門家を上手く活用しましょう！**

## (ご参考) 長寿化に備えた民法改正

	主な改正項目（2018年7月13日公布）	施行日
配偶者保護	配偶者が安心して自宅に住み続けるために 1) 長期にわたっての保護（配偶者居住権） 2) 短期的な保護（配偶者短期居住権）	<u>2020年4月1日</u>
	夫婦間で行った自宅の生前贈与等について	2019年7月1日
相続人以外親族の貢献	相続人以外の親族が行った介護等の貢献について	
相続手続きの円滑化	遺産分割前の預貯金の払戻しについて	
	遺留分制度の見直しについて	
遺言の促進策	自筆証書遺言に関する見直し 1) パソコンやコピー等で作成した財産目録について	2019年1月13日
	2) 法務局による保管等	<u>2020年7月10日</u>

## ご清聴ありがとうございました

本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。

本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値はあくまで概算です。

本資料は2020年10月1日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。

本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。